

令和6年度第2回我孫子市入札等監視委員会会議概要

- 1 会議の名称 我孫子市入札等監視委員会
- 2 開催日時 令和7年2月21日（金）午後2時から午後3時30分まで
- 3 開催場所 分館大会議室
- 4 出席者
 - (1) 委員
福島 光三委員（委員長）、水間 大輔委員、三枝 康裕委員
 - (2) 事務局
中光財政部長、須賀財政部副参事、宮川、篠塚
- 5 議題
 - (1) 我孫子市民体育館直流電源装置蓄電池修繕
 - (2) 我孫子市生涯学習センター総合管理運営業務委託（公契約）
 - (3) 令和6年度図書購入（単価契約）
 - (4) 令和6年度我孫子産米学校給食調達業務委託（単価契約）
 - (5) 我孫子市久寺家中学校校舎外壁修繕
 - (6) 空きびん引渡等業務契約（公契約）
 - (7) 我孫子市役所庁舎等複合機賃貸借
 - (8) 生成AIシステム導入業務委託
 - (9) 令和6年度広報紙等新聞折り込み業務委託（単価契約）
- 6 公開・非公開の別 公開
- 7 傍聴者 1人
- 8 会議の内容 議事
- 9 議事
 - (1) 我孫子市民体育館直流電源装置蓄電池修繕

【担当課：文化・スポーツ課】

担当課（清水）：内容について説明した。

三枝委員：今回の予定価格の設定に当たっては市の技術職員の方が積算されたということですが、参考見積を徴取した事業者は今回の入札に参加していますか。

担当課（清水）：参考見積を徴取した業者も応札しています。

三枝委員：今回の参考見積の金額と設定した予定価格はおおむね一致していますか。

担当課（清水）：参考見積の金額の方が低い金額となっています。ただ、公共工事ですのでいろいろな諸経費を含めた額が今回の予定価格になっています。

三枝委員：今回の蓄電池に関して、公共のものなのでおそろくないとは思いますが、定価のようなものが存在して、一般的にその額で入札するであろうといっ

た見込みが立つような、そのような性質ものではないといった認識でよろしいですか。

担当課（清水）：そのとおりです。

三枝委員：三者が同額で抽選を行うということは珍しいと思ったので伺いました。
(以上)

(2) 我孫子市生涯学習センター総合管理運営業務委託（公契約）

【担当課：生涯学習課】

担当課（美濃）：内容について説明した。

三枝委員：基本的に生涯学習そのものに関する業務ではなくて純粋に施設の運営管理という、そこだけの業務ということになるということでしょうか。

担当課（美濃）：そのとおりです。施設の管理運営、受付等の業務を委託しており、生涯学習そのものに関する業務については生涯学習課の職員が担っているということになります。

担当課（齋藤）：少し補足させていただきますと、施設運営に関しては公民館と図書館の複合施設でありまして、利用者の登録や予約システムの関係も含んでいます。

三枝委員：そうすると、そのようなシステムの運営管理費等も含まれているということですか。

担当課（齋藤）：人的な部分については含まれています。

三枝委員：そちらのシステムの維持運営管理費等に関しては別の課の担当になりますか。

担当課（美濃）：全庁的に同じようなシステムを使用しておりまして、取りまとめの方は別の課ということになります。

三枝委員：そうすると、純粋にパソコンを置いて共通のシステムを運営するというものがこちらに含まれているということでしょうか。

担当課（美濃）：実際にシステムやパソコンを操作するような費用が受付業務ということになります。

(以上)

(3) 令和6年度図書の購入（単価契約）

【担当課：図書館】

担当課（星）：内容について説明した。

三枝委員：書籍を購入する際にどのような基準で選定していますか。

担当課（星）：新刊本は、新刊案内といった新刊の速報のようなものの中から職員の方で利用者の方が興味を持ちそうなものや、ハウツー本などは法律が変わったら買い替えなければいけないので、新しいものを探して選定しています。あとは、市民の方からのリクエストをいただいて、購入してほしいというものに

関しては、そちらも新刊案内の中から見つければそちらで決めていきますし、そうでなければ、出版情報を確認して探しています。

三枝委員：例えば、市民の方から要望があったけれども、新刊での調達が難しいといった時には古本の購入ということを検討される可能性があるということでしょうか。

担当課（星）：新刊で販売している者については、わざわざ古書で購入するといったことはしていません。古書で購入するものというのは、長らく図書館で読み継がれていてボロボロになってしまったが、まだ利用があって、市民の方にとって必要であろうというものに関して、古書店で探して、買い替えという形で古書店から購入するということが多いです。

水間委員：古本屋のサイトから検索をかけているということですが、具体的には日本の古本屋を使われているということでしょうか。

担当課（星）：そのとおりです。

水間委員：その時に一番安いところから購入するのか、状態が良いものを購入するのか、複数の事情を考慮して購入するのか、そのあたりはどのような基準で決めているのでしょうか。

担当課（星）：複数の事情を考慮して購入をしています。まず、条件としては請求書で後払いが可能な書店であるということと、なるべく美本であること、あとは送料が嵩んでしまうので、送料と本の価格を足した状態で価格の比較をして購入するようにしています。

水間委員：そうすると、我孫子市内の業者から買うとか千葉県内の業者から買うといったようなことはしていないということですか。

担当課（星）：そのとおりです。

（以上）

（４） 令和６年度我孫子産米学校給食調達業務委託（単価契約）

【担当課：学校教育課】

担当課（坂東）：内容について説明した。

水間委員：市内１９校分ということですが、これは全て小学校ですか。

担当課（坂東）：小学校と中学校を併せて１９校となっています。

水間委員：ということは全ての学校で給食を作っているということですか。

担当課（坂東）：そのとおりです。

福島委員長：昨今、米の調達価格が非常に高くなってる事情がありまして、これは安定ということが懸念されることもあるということだと、予算が今後かなり上昇する可能性があるかと思えますけれども、そのあたりについて何か検討はされていますか。

担当課（坂東）：調達については、見積を毎年農協の方にいただいていたしまして、こちらは価格の影響が出ています。お米の買取価格については、秋の新米の時期に決まります。そちらの方は、食材料費で賄う形はとっています。実際のところ、昨年の秋の新米の時期に価格は上昇しました。そのため、買い取り価格が上がり食材料費も増加しています。その代わり、委託で1年分を保管していたでいるおかげで、お米が足りなくなるということは起きませんでした。

福島委員長：そうすると供給の方で懸念ということはないということでしょうか。

担当課（坂東）：はい。ありませんでした。

（以上）

（５） 我孫子市久寺家中学校校舎外壁修繕

【担当課：教育委員会総務課】

担当課（服部）：内容について説明した。

福島委員長：今回5号随意契約ということで、入札に付する猶予がなかったということで緊急事態に対応するためになるべく早く修繕を行いたいということでしたが、そもそも3年ごとに建築基準法12条点検という形で行われているということですが、期せずして今回八潮市の件がありますので、法令にかなっていれば適切だという判断ではなく、可能な限り老朽化したのであれば適切な点検というのが求められてくるのではないかと考えます。点検項目がどのようなものであるかというのは、専門の方が検討することではありますが、目視ができないようなところであれば道具を使う等の独自性を持って、事故が起る前に適切な点検を検討していただければと思います。

三枝委員：こちらの中学校はいつごろ建設されたものになりますか。

担当課（高橋）：昭和56年に建設されたものになります。

三枝委員：その時の施工者というのが、今回の契約相手方ということでしょうか。

担当課（高橋）：そのとおりです。

三枝委員：さすがに40年以上前ともなると当時の担当された方はいらっしゃらなかったけれども、当時の図面が残っていて即時対応できそうだと、そういう話になったということですか。

担当課（高橋）：そのとおりです。

三枝委員：他の小中学校もいろいろと調査されたということですが、実際の状況を含めて優劣をつけたということですが、緊急性が高い学校は他にありましたか。

担当課（服部）：他の中学校ですが、校舎の4面のうち1面がほぼ全面浮きが出たという調査結果がありまして、現在予算措置をして緊急修繕している最中になります。

三枝委員：そちらも随意契約することになりますか。

担当課（服部）：そのとおりです。

三枝委員：原因は経年劣化なのか、震災等のほかの要因なのかはわかりますか。

担当課（服部）：経年劣化であると思います。

福島委員長：こちらの案件は、特に教育委員会だけの話ではないと思うので、公共施設全般に関して言えることだと思います。同じような経年劣化ということに重点を置いて、必要以上の配慮というものをしていただければと思います。

（以上）

（６） 空きびん引渡等業務契約（公契約）

【担当課：手賀沼課資源循環推進室】

担当課（嶋田）：内容について説明した。

福島委員長：業務内容について確認させていただきたいのですが、受託者の業務というのは収集、分別して、資源化を行う事業所に引き渡すということですか。

担当課（嶋田）：市内からの収集は別契約をしています。場内に搬入された空きびんの中から異物を出して選別する作業になります。

福島委員長：令和６年度においては、市が公益財団法人日本容器包装リサイクル協会を介さずに契約した再生事業者を引き渡すとしていますが、何か理由があるのでしょうか。

担当課（嶋田）：公益財団法人日本容器包装リサイクル協会との契約は、年度単位で行っており、年度途中では契約できないためそのような仕様になっています。

福島委員長：参考見積の金額と実際の契約金額の差額分というのは、市からの買い取り金額等を考えているのか、何か理由があるのですか。

担当課（嶋田）：見積書は予定価格の元になってはいるのですが、最終的な応札率をかけると実際の入札金額と差が生じてくるところがあります。

三枝委員：今回、契約金額を設定するに当たって事業者の参考見積等を参考に予定価格を設定したと伺っていますが、最終的に落札された事業者が提出された見積書を参考に予定価格を設定したということよろしいですか。

担当課（嶋田）：そのとおりです。

三枝委員：今回の契約内容というのは、市内の障害者支援サービス事業の活用を条件として書かれているので、ある意味そういった事業所のところに下請け契約をすることを前提とした契約という理解でよろしいですか。

担当課（嶋田）：そのとおりです。

三枝委員：下請けとして想定されているのは、今回はここに一つ障害者支援サービス事業所とあるのですが、他にどのような業者が、何社ぐらいあるとかというところまでは、市で把握はされていないのでしょうか。

担当課（嶋田）：びんの選別に関しては、実績がある福祉サービス事業者をベースに見積を出されてきたということになります。実際、その他の事業者がいるかどうかに関しては、現時点では把握はしていません。

（以上）

（７） 我孫子市役所庁舎等複合機賃貸借

【担当課：行政管理課】

担当課（中山）：内容について説明した。

福島委員長：仕様書の中で使用予定枚数はモノクロで月３０万枚、カラーで１万５０００枚という形になっています。通常コピー機というのは会計上、対応年数が５年以上となっており、今回の契約期間は７年間ということですが、契約内容として修繕費のウェイトの方が大きくなっているかと思います。今後、一般の会社でも電子化が進んでいますので、資源の有効活用ということで電子化というのを検討していただければと思います。

三枝委員：複合機ごとのカウント数の管理を行って、超過しそうな場合は事前協議ということになっていますが、超過というところとある一定の枚数に関する基準というのがあるのかなと思いますが、先ほどあったモノクロ３０万枚カラー１万５０００枚がそれぞれの課に割り振られているということでしょうか。

担当課（中山）：そのとおりです。

三枝委員：例えば、想定されている事前協議というのはこれだけの枚数が足りなそうで、その分を他に融通してもらえるように調整するということなのでしょうか。

担当課（中山）：基本的には各課の平均をとって上限枚数を設けていますので、超過することは見込んではいませんが、例えばチラシを印刷する等、突発的なものについては事前協議が必要になると思いますので、その場合、こちらで事前に把握をして、モノクロですと全体で３０万枚を越さないように調整をしているところです。

三枝委員：そうすると、例えばどこかの課で多くなりそうだとすると、こちらの課は今月は少なそうだからこっちに割り振りたいとか、そのような調整が行われるとそういう理解でよろしいでしょうか。

担当課（中山）：そのとおりです。

三枝委員：あともう一点、このデジタル化推進に関して、先ほど福島委員の方から若干言及があったところで、この庁舎関係部署と協議検討されているというところに関して、具体的に現在どの程度のところまで検討されているか、可能な範囲でご説明いただきたい。

担当課（高橋）：文書の電子化については、行政管理課においては複合機の一括管理という観点でペーパーレスに努めているのですが、デジタル戦略課においては電子決裁の検討を行っています。電子決裁が導入されれば根本的に紙の打ち出し枚数が減ってくださろうと考えていますが、まだいつから本当に導入できるかっていうところも含めて検討中の段階です。あとは、情報システム係の方で、フリーアドレスも進めております。これは、自席に縛られず、庁内のどこにでもパソコンを持ち出せるというもので、紙を打ち出さなくてもパソコン上で資料を見ることができるため、紙の削減につながるものと考えています。

三枝委員：将来的に電子決裁になると、条例の改正などが必要になってくるのでしょうか。

担当課（高橋）：文書管理規程というのがありますので、規程なども含めて例規の改正が必要になると考えています。

三枝委員：わかりました。

福島委員長：仕様書の中で、インク又はトナー残量、印刷枚数等を一元的に把握、管理できるようになっていることと記載されていますが、どこの複合機がどんな状態かを管理できるようになっているということですか。

担当課（中山）：基本的に職員のパソコンからログインはできるのですが、IDとパスワードは行政管理課の担当の者しか知りませんので、IDとパスワードを入力すれば何をどのくらい印刷したかがわかるようになっています。

福島委員長：ある程度そちらの方で管理して、余計なものを印刷しているなということであれば注意するということもできるということですね。

担当課（中山）：できることにはできますが、あまり内容については見ないようにしています。

福島委員長：おそらく印刷枚数が多いところで、そういうことのチェックが必要になってくる可能性はあると思いますが、余計なものを印刷しているんじゃないかというチェックは、やろうと思えばできるということですね。わかりました。

（以上）

（８） 生成 AI システム導入業務委託

【担当課：企画政策課】

担当課（河村）：内容について説明した。

三枝委員：プロポーザルの選定委員会のメンバー構成というのは基本的に外部の方ですか。

担当課（河村）：内部の職員になります。

三枝委員：基本的には面談とかではなく、書類審査ベースでの判断になるということなのでしょうか。

担当課（河村）：まず、書類審査ということで提案依頼書の中で費用や事業者の規模、あとは生成 AI システムの機能要件を公表しているので、それに基づいて

提案書の内容を審査する形になります。その上で、今回提案依頼書の中でデモを含めているので、実際のシステムのデモを行っていただいているということになります。

三枝委員：最終的にそのデモを見た上で、選定委員会において検討されてご判断いただいたということですね。

担当課（河村）：そのとおりです。

福島委員長：生成A I システムが必要とされる理由というか、どのような場面で使うことを想定されているのかご説明いただければと思います。

担当課（河村）：生成A I につきましては、ChatGPT など一般的な利用者、個人としても利用されている方が多いかと思えますけれども、こういったものを使用しまして文章の要約や文章作成の素案を作る等の指示を生成A I に出すことによって簡単に要約や翻訳ができることで、業務の効率化が図れるということによって導入させていただきました。

福島委員長：ということは、何らかの形で誰かが入力した文章があるということが前提ということなのでしょうか。

担当課（河村）：要約や翻訳に関しては、基本的には何かしらの文章を生成A I の方に入力をする形になりまして、文章を作成するという点に関してはこういう文章をつくりたいということを入力する形になります。

福島委員長：例えば、P D F のデータを基に要約するということは可能なのでしょうか。

担当課（河村）：可能です。

三枝委員：今回の価格設定において、前年度より様々な業者と打ち合わせやトライアルを実施されたということですが、そのさまざまな業者というのは今回のプロポーザルに参加されているのでしょうか。

担当課（河村）：今回のプロポーザルに参加した4者の内の3者が含まれています。それ以外の業者とも前年度にトライアルはさせていただいていましたが、私たちの求める条件とは合わない部分がありましたので最終的にはその3者で予定価格を決定させていただきました。

三枝委員：わかりました。あともう一点ですが、最終的に落札率は76.86%ということで、やや設定金額より安めになっていますが、現時点では滞りなく事業は進んでいて、市役所の各部署で使われているということによろしいでしょうか。

担当課（河村）：そうですね。基本的には全庁の全職員に使ってもらえるようになっていきますので、全員が使っているというわけではありませんが、ある程度の人数的には使っているということになります。

三枝委員：全員が使う、使わないは別として、全員が使うことが可能という状況にあるという理解でよろしいですか。

担当課（河村）：そのとおりです。

水間委員：要約や翻訳に生成A I を使われているということですが、使い勝手は

いかがですか。

担当課（河村）：内容にもよると思うのですが、実際にA Iに指示をするプロンプトというのがありまして、プロンプトについてはやり方や工夫がありまして、庁内に向けてはこういうやり方をするとこういう回答が作れるといったような展開はしておりまして、要約や翻訳以外にも様々な利用方法があると思いますが、一定程度利用していただいているので成果は出ていると考えています。

水間委員：そのあたりはこういう分野には使うとうまくいくとか、これはちょっと向かないなとか、そのような傾向はありますか。

担当課（河村）：そうですね。向き不向きももちろんあるかとは思いますが、今回導入したシステムにつきましては、生成A Iの種類を選んで処理をすることができますので、得意不得意に応じて使い分けることができます。

三枝委員：今回の生成A Iというのは、市の独自のものではなくて、一般に使われているようなシステムの使い分けをうまく振り分けられるようなシステムということですか。

担当課（河村）：今回導入したシステムにつきましては、チャットで最初に指示を出すときに、どのシステムのチャットを使うのかということを選択して指示を出せるようなものになります。

三枝委員：よく生成A Iで言われている情報漏洩の点については、今回契約されている会社の方では漏洩防止の措置をとることを条件として契約されたということなんですか。

担当課（河村）：今回プロポーザルの要件としましては、データセンターが日本国内にあることということで、日本の法律の中で個人情報を守られるというところをまず大前提としています。それ以外に、国の方でセキュリティ要件としてISMAPっていうのがあるのですけれども、こちらの要件を満たす若しくはLGWANという地方自治体の専用ネットワークを使うかどうかの要件を満たすこととしています。今回の事業者に対してはISMAPということになります。

三枝委員：この手の生成A Iは使えば使うほどそれなりにどんどん学習していくと思うのですが、庁内としてはなるべく生成A Iを使って賢くしていく方向でやりましようといった、そのように取り組んでいるのですか。

担当課（河村）：今回の生成A Iにつきましては、学習をしないことということも要件に入れさせてさせていただきました。庁内の情報を学習として使われて、それが漏洩に繋がることのないようにしています。

福島委員長：オプション部分について、現在はあまり使われていないということですか。

担当課（河村）：実態としまして、オプションにつきましては超過したときだけ発生するものですので、現時点ではほぼ超過していないことになります。

（以上）

（９） 令和６年度広報紙等新聞折り込み業務委託（単価契約）

【担当課：秘書広報課】

担当課（藤代）：内容について説明した。

水間委員：例えば、各戸にチラシを配布している事業者などから見積を徴取しているのでしょうか。

担当課（藤代）：地域情報誌を取り扱っている事業者に伺ったところ、配達員の確保が難しいということでした。長期契約であれば可能ということですが、それでも全戸に配布するのに5日か1週間かかってしまうということでした。また、配布する世帯数によって単価が変わってくると聞いています。そのため、現状では新聞組合が最も安価になっています。

水間委員：最近、新聞の購読数が減ってきているということですが、現在新聞を購読している世帯数の割合はいくらでしょうか。

担当課（原田）：1月1日時点で新聞折り込みしている世帯が2万6,759世帯となっています。全世帯が6万3,175世帯ですので、およそ3分の1強です。

水間委員：高齢世帯が多いにも関わらず、新聞をとっていない世帯が多いという印象です。そうすると、新聞組合は安く引き受けていただいているわけですが、新聞購読者の負担は相対的に増えているということでしょうか。

担当課（藤代）：新聞購読者は年々減っており、昨年度と比べると今年度は1,000人程度減っています。そういう中で宅配の件数は増えており、5,000件となっています。新聞折り込みと宅配を合わせて、全世帯数の50%以上はカバーしています。その他の方は、LINE、Facebook、Twitter等でも広報は発行日に配信しているので、宅配から切り替える方もいます。新聞購読者数は減ってしまいましたが、そこはデジタルと紙媒体の両輪で上手く市民の方に欲しい情報を届けるように努力していきたいと考えています。

水間委員：とにかく、新聞も一緒に配布しているということですね。新聞をとっていない世帯はどのようにしているかと思った次第です。

三枝委員：私から、直接関係する質問ではないのですが、例えば、世帯ごと転出した場合、新聞折り込みや宅配ということもなくなると思いますが、そのような場合、担当課で住民票とリンクするなどして把握をしているのでしょうか。

担当課（藤代）：住民票とのリンクはないのですが、宅配については、申し出によって増減しています。あとは新聞の折り込み数は、新聞の購読を始める、やめるという方がいますので、年に一度、調査を行うということを含めて契約し、適切な部数を把握しています。

三枝委員：今伺ったところでは、宅配の方が費用がやや高いという話なので、そうすると例えば宅配をお願いしていた世帯が転出してしまったとか、高齢世帯で亡くなってしまっていて、それにも関わらず宅配だけされ続けているという事態も起こりうると懸念しています。そうすると、基本的に宅配を止める手段というのは、基本的には宅配を受けている人たちからの申し出しかないということで理解しました。

担当課（藤代）：実際に事例もありまして、先月宅配した広報がまだ入っているということで私どもに連絡を受けまして、市の社会福祉課を通して調査したところ、実際に亡くなっていたとかそういうケースもあります。

三枝委員：こういう言い方すると非常に良くないかもしれませんが、ある意味そのようなことを発見するためのきっかけにもなりうるかもしれません。

福島委員長：宅配で5,000件弱あるということで、単価にして一部25円ということで負担していただいているということですが、先ほどのように亡くなっている場合、どのようにして負担金を回収しているのでしょうか。

担当課（藤代）：本契約では新聞組合に支払っており、市民から負担金を徴収しているわけではありません。一部配ることによって新聞組合に25円を支払っています。宅配先の方が亡くなられている場合でも、届けている実績があるのでその分を支払わないということはありません。

福島委員長：市民に負担をお願いしているということではなくて、市が事業者を支払っているということで理解しました。

（以上）